

答弁書第十号

参甲第一〇号

昭和二十三年一月三十日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員小川友三君提出勤労者販賣酒に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十三年一月拾日

参議院議員小川友三君提出勤労者販賣酒に関する質問主意書に対する答弁書

特別價格酒は一般價格酒に比し多額の酒税を課せられているので、酒類製造場から庫出後の品質保持を図り且つ脱税を防止する見地からして、原則として壘詰品を以て販賣することとしているのである。

なお、特別價格酒を設けた関係もあり、昭和二十二年度下半期においては、勤労者の生産意欲を昂揚するため、酒類の報奨配給（特別價格酒でなく第二級清酒なら一升二〇〇円のもの）を充実にしている次第であるから併せて了承されたい。